

SLN No. 98 2002. 6. 1

リレーショナル・データベースの著作権侵害

(東京地裁平成14年2月21日 中間判決)

I <事実の概要及び請求>

1. (事実の概要)

(1)原告：(株)オフィス・キャスターは、情報処理サービス、情報提供サービス等を営む会社であり、新築分譲マンション開発業者等に対して既存の建築販売事例等の情報を提供するデータベース（原告データベース）を含む「コアネットfor Windows」を提供し、販売している。

(2)被告：(株)デジタル・ピクチャーズ・エンターテイメント（DPE）は、コンピュータシステムの開発、販売、運営等を目的とする会社であり、被告：Aは同社の代表取締役、被告：Bは同社の取締役、被告：(株)エクスは情報通信サービス等を目的とする会社である。猶、エクスの代表取締役も被告Aである。

(3)訴外DW社は昭和62年に、新築分譲マンション開発業者等に販売する目的で、既存の建築販売事例等の情報を提供するデータベースを含むコアネットシステムを開発し、その後、データベースの改良、追加を経て平成9年に「コアネットfor Windows」として販売された。原告データベースは「コアネットfor Windows」に含まれている。

(4)DW社は平成10年12月16日、破産宣告を受けた。

(5)平成11年1月28日頃から同年3月11日頃まで、被告Bを含むDW社の従業員10名は破産管財人の補助者として原告データベースの更新作業に従事した。

(6)同年3月、被告DPEは被告Bを取締役とし、DW社の従業員10名を雇用した。

(7)同年5月21日、原告は、入札によってDW社破産管財人より原告データベースに関する一切の権利を取得した。この入札には被告Aが代表者を務める被告エクスも参加していた。

SOFTIC

© 2002 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

(8)同年6月頃より、被告DPEは被告データベースを使用し、頒布した。

(9)平成12年4月、被告エクスはDPEより被告データベースに関する一切の権利を譲り受け、exnet, ex-net, Ex-net, エクスネットとの表記で使用し、新築分譲マンション開発業者に不動産情報を提供している。

(10)原告は、被告らのデータベースが原告データベースの複製であり、原告の著作権を侵害するとして差止及び損害賠償を求めて提訴した。本判決は、侵害の成否についての中間判決である。

2. (請求)

- (1)被告らは、被告データベースを複製、翻案、頒布及び公衆送信してはならない。
- (2)被告らは、被告データベースを記録した磁気媒体を廃棄せよ。
- (3)被告DPE、被告A及び被告Bは各自原告に対して3000万円+遅延損害金を支払え。
- (4)被告エクスは、原告に対し金2700万円+遅延損害金を支払え。

II <争点>

1. 原告データベースがデータベースの著作物に該当するか。
2. 被告データベースが原告データベースの複製であり、その著作権を侵害しているか。
 - 2.1 被告データベースが原告データベースに依拠して作成されたものか。
 - 2.2 原告データベースのうち被告データベースと共通する情報及び構成が、著作物性を認めるに足りる創作性を有するか。

III <裁判所の判断>

1. 争点1. (原告データベースの著作物該当性) について

(1)データベースとは、情報の集合物を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいうのであるところ、原告データベースは、データベースの情報の単位であるレコードを別のレコードと関連付ける処理機能を持つ「リレーショナル・データベース」と呼ばれるものである。リレーショナル・データベースにおいては、入力される情報はテーブルと呼ばれる表に格納され、各テーブルはフィールド項目に細分され、あるテーブルのあるフィールド項目を他のテーブルのあるフィールド項目と一致させてテーブル間を関連付けることにより、既存の複数のテーブルから抽出したいフィールド項目だけを効率的に選択することができるのであるから、情報の選択又は体系的な構成によってデータベースの著作物と評価することができるための重要な要素は、情報が格納される表であるテーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類及び数)、各テーブル間の関連付けのあり方の点にあるものと解される。

(2)原告データベースは、新築分譲マンション開発業者等に対する販売を目的とするもの

であり、同データベースを用いて、新築分譲マンションの平均坪単価、平均専有面積、価格別販売状況等を集計したり、検索画面に一定の検索条件を入力して、価格帯別需給情報等の情報を、表やグラフのような帳票形式で出力したりすることができるものである。そして、原告DBは、7個のエントリーテーブルと12個のマスターテーブルを有し、エントリーテーブル内には合計311のフィールド項目を、マスターテーブル内には78のフィールド項目を配し、各フィールド項目は、新築分譲マンションに関して業者が必要とすると思われる情報を多項目にわたって詳細に採り上げ、期分けID等によって各テーブルを有機的に関連付けて、効率的に必要な情報を検索することができるようにしているものといえることができる。すなわち、客観的にみて、原告データベースは、新築分譲マンション開発業者等が必要とする情報をコンピュータによって効率的に検索できるようにするために作成された、上記認定のとおり膨大な規模の情報分類体系とすべきであって、このような規模の情報分類体系を、情報の選択及び体系的構成としてありふれているということは到底できない。加えて、他に原告データベースと同様の情報項目、体系的構成を有するものが存在するとも認められない。

したがって、原告データベースが含む構造は、その情報の選択及び体系的構成の点において、著作権法12条の2にいうデータベースの著作物としての著作物性を認めるに足りる創作性を有するものと、認めることができる。

(3)被告らは、原告データベースの情報項目等の選択はありふれていると主張するが、・・・原告データベースが含まれる構造は、上記のとおり、種々のテーブルを持ち、400に迫る多数のフィールド項目や多種多様な関連付けを持つ情報分類体系となっているから、その全体をみれば、情報項目等の選択の点に関するほか、体系的構成の点における創作性も優に認められるといえるべきである。つまり、個々のテーブル、フィールド項目や関連付けに着目するのではなく、テーブル間の多種多様な関連付けなどの全体を総体としてみれば、そこに創作性を認めることが可能である。

また被告らは、体系的構成の点に創作性はないと主張する。・・・業界で通常必須とされる情報項目を設定したにすぎないような、多くの項目を含まないデータベースであれば、単に「アクセス」というコンピュータソフトを使用してその業界一般の情報項目を設定して情報を分類する体系を作成したにすぎないとして、著作物性を否定される場合もあり得よう。しかしながら、原告データベースが含まれる構造は、上記認定のとおり、7個のエントリーテーブル内には合計311のフィールド項目を、12個のマスターテーブル内には78のフィールド項目を配し、各フィールド項目は、新築分譲マンションに関して業者が必要とすると思われる情報を多項目にわたって詳細に採り上げ、期分けID等によって各テーブルを有機的に関連付けて、効率的に必要な情報を検索することができるようにしているものであるから、かような規模の情報分類体系について、マンション業界のだれであっても「アクセス」を使用すれば同じように作成することができることは到底いえない。したがって、原告データベースは、著作物性を認めるに足りる創作性を十分肯認することができるといえるべきである。つまり、これだけ多数のテーブル、フィールド項目、関連付けを、素材となるデータも含めて全体としてみると、著

作物性を認めるに足りる創作性を否定することはできない・・・。

(4)以上のとおりであるから、原告データベースについては、全体としてみれば、情報項目の選択及び体系的構成のいずれの点においても、著作権法にいうデータベースの著作物に該当すると判断するに足りる、創作性を肯定することができる。

2. 争点2. (被告データベースは原告データベースの著作権侵害か) について

2.1 争点2.1 (依拠)

(1)被告B及び被告DPEの社員10名は原告データベースにアクセスする機会があった。

(2)被告データベースを含む構造と原告データベースを含む構造とを、テーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに設定されたフィールド項目の内容、各テーブルの関連付けのあり方について対比すると、(ア)テーブルの数及び種類については、被告データベースには7個のエントリーテーブルと18個のマスターテーブルが存在するが、原告データベースにも、同名称の7個のエントリーテーブル及び同名称の12個のマスターテーブルが存在する。(イ)各テーブルに存在するフィールド項目については、被告データベースのフィールド項目は、2フィールド項目を除き、すべて原告データベースにおいて対応するフィールド項目が存在し、しかも、対応するフィールド項目の名称はほぼすべて一致する。(ウ)テーブル相互間の関連付けについては、被告データベースに存在する関連付けのほぼすべてと同じ関連付けが、原告データベースに存在することが認められる。(エ)以上ア～ウによれば、被告データベースは、テーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の名称、テーブル間の関連付けのすべての点からして、原告データベースの構造の一部分とほぼ完全に一致すると認められる。

(3)両データベース間で素材とする情報が重なっているかどうかをみるに、(ア)被告データベースの物件購入申込率に関して、一定期間のデータにつき、対応する物件についての原告データベースの申込率の数値を比較すると、その約9割の数値が一致する。(イ)被告データベースにおいて、一定期間の物件に付されている物件IDに関して、その9桁中の上6桁が、原告データベースに付されている期分けIDの9桁中の下6桁とすべて一致する。(ウ)被告データベースにおいて使用する編集分類である帳票の項目及び検索項目が、原告データベースとほぼ一致する。(エ)被告データベースのPROJECT IDは、原告データベースにおける同一物件に付されているのPROJECT IDと規則性をもって対応する。(オ)被告データベースと原告データベースの各法規制コード1テーブル及び各TYPEテーブルにおいては、それぞれの対応するデータの登録日が、日時のみならず時間、分、秒の単位に至るまで一致する。また、同各テーブルにおけるデータには、被告らが被告データベースの構築を開始したと主張する平成11年3月20日より前の登録日が記載されたデータが存在する。(カ)被告データベースの平成12年8月版では、本訴提起後である平成12年8月ころ、法規制コードの登録日の変更を一斉に行ったと認められる。

(4)上記の(1)～(3)によれば、被告データベースが素材とする情報が原告データベースと

重なっており、制作されたテーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに設定されたフィールド項目の内容、各テーブル間の関連付けのあり方のすべての点において共通しているということができる。

(5)以上を総合すれば、被告データベースは、原告データベースに依拠して作成されたというべきであって、原告データベースを含む構造は、被告データベースを含む構造とその内容の点で同一であるといわなければならない。

2.2 争点2.2 (被複製部分の創作性)

(1)原告データベースにおいて、被告データベースの構造と共通し、被告らが原告データベースの当該部分を複製したと認められる部分(以下「原告データベース被複製部分」という。)は、[ア]テーブルは、7個のエントリーテーブルと12個のマスターテーブル、[イ]フィールド項目は、PROJECTテーブル110フィールドのうち65フィールド、詳細テーブル92フィールドのうち79フィールド、・・・及びその他のテーブル内の全フィールドであり、[ウ]テーブル相互間の関連付けについては、(ア)PROJECTテーブルの「PROJECT ID」フィールドの、詳細テーブルの「PROJECT ID」フィールドとの関連付け、(イ)PROJECTテーブル「構造」フィールドの、構造reportテーブル「CODE」フィールドとの関連付け、・・・(サ)月報価格テーブル「価格帯コード」フィールドの、KAKAKUテーブル「Kakaku Code」フィールドとの関連付け、である。

(2)そこで、原告データベース被複製部分の創作性について検討するに、被複製部分のテーブルの項目の内容(種類及び数)、各テーブル間の関連付けのあり方についてみると、この部分だけでも、PROJECTテーブル、詳細テーブル等の7個のエントリーテーブルと法規制コードテーブル等の12個のマスターテーブルを有し、エントリーテーブル内には合計229のフィールド項目を、マスターテーブル内には68のフィールド項目を有しており、期分けID等によって有機的に関連付けられていて、十分効率的に必要とする情報を検索することができるといえる。すなわち、客観的にみて、原告データベース被複製部分のみをとっても、新築分譲マンション開発業者等が必要とする情報をコンピュータによって効率的に検索できるようにするために作成された、膨大な規模の情報分類体系といわなければならない、このような規模の情報分類体系を、情報の選択及び体系的構成としてありふれているということは、到底できない。

したがって、原告データベースのうち被告データベースと共通する情報及び構成が著作物性を認めるに足りる創作性を有するといつて妨げない。

3. 結論(中間判決判旨)

被告データベース(平成12年10月17日までのもの)は、原告データベースを複製したものであり、原告の有する同データベースの著作権を侵害する。

IV <若干のコメント>

1. 原告データベースの著作物性について

本件原告のデータベースはマイクロソフト社の「アクセス」を用いて作成されたデータベースであり、「アクセス」は「リレーショナル・データベース」を作成するためのソフトであるため、裁判所は原告データベースの創作性を判断する前提として、先ず、「リレーショナル・データベース」における著作物性をどこに求めるかという一般論を検討する。そして、「情報の選択又は体系的な構成によってデータベースの著作物と評価することができるための重要な要素は、情報が格納される表であるテーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類及び数)、各テーブル間の関連付けのあり方の点にあるものと解される。」と判示する。

著作権法上、データベースの著作物における創作性は「情報の選択」または「体系的構成」に必要である。しかし、「情報の選択」「体系的構成」とはいかなるものを指すのか必ずしも明らかでない。データベースの形態によっては「情報の選択」と「体系的構成」を区分することができるものもあるであろうが、必ずしも全てのデータベースにおいて両者を明確に区分できるとはいえない。前者に関しては、条文を素直に読めば「具体的素材の選択行為」ということになるであろうが、選択行為の前にはいかなる情報を選択するのかという「選択項目の決定」が必要となる。生の素材(情報)は無定型にさまざまな要素を含んでおり、その中からいかなる部分を選択するのかという選択項目の決定と、その選択した情報をどのような場所に格納するのかという問題を解決しておかなければ素材の収集はできない。少なくとも「アクセス」のようなリレーショナルデータベースにおいては、この選択項目の決定とその格納場所の配置とは、「情報の選択」と「体系的構成」の双方にまたがる事項の決定ということになり、必ずしも両者を明確に区分できない。つまり、リレーショナルデータベースを構築する場合、素材情報(レコード)はフィールド項目に分類されて格納される。フィールド項目はテーブルに纏められ、テーブル間でフィールド項目の関連づけがなされる。そこで、フィールド項目の決定はテーブルの決定と関連づけを必然的に伴い、情報の選択と体系的構成が明確に区分されないままデータベースが構築されることになる。そこで裁判所は前記の如く両者を明確に区分せず、創作性判断の要素を検討したものと思われる。この裁判所の判断については、何が「情報の選択」であり、何が「体系的構成」であるのか不明確ではないかとの批判も予想されるが、上記のように考えた場合必ずしも裁判所の判断が不適切とは思われない。

なお、あえて分析的に見た場合、争点1に対する判断において「原告データベースは、・・・膨大な規模の情報分類体系というべきであって、このような規模の情報分類体系を、情報の選択及び体系的構成としてありふれているということは到底できない。加えて、他に原告データベースと同様の情報項目、体系的構成を有するものが存在するとも認められない。・・・したがって、原告データベースが含む構造は、その情報の選択及び体系的構成の点において、著作権法12条の2にいうデータベースの著作物としての著作物性を認めるに足りる創作性を有する・・・原告データベースが含まれる構造は、上記のとおり、種々のテーブルを持ち、400に迫る多数のフィールド項目や多種

多様な関連付けを持つ情報分類体系となっているから、その全体をみれば、情報項目等の選択の点に関するほか、体系的構成の点における創作性も優に認められる」との判示は、本件における「情報の選択」を「フィールド項目の選択」と捉えているのではないかと読みうる。この点は、データベースにおける「情報」とは「素材情報自体」に限定されるのかという議論を生ずるかもしれない。

(なお、以上はあくまでも本SLN担当者の個人的見解であり、必ずしも一般的ではないことをお断りしておく。)

2. 侵害について

裁判所は、侵害判断について「依拠」と「被複製部分の創作性」を争点として判断している。前者は「複製したのか」という事実問題についての判断であり、後者は複製権侵害が成立するためには複製された部分が創作性ある（著作物性ある）部分でなくてはならないとする法理論に忠実な判断であり、いずれもオーソドックスな判断手法といえる。

(以上 : OG)